

全農薬通報

No.279

平成24年6月20日

***** も く じ *****

◎組合からのお知らせ

- ・行事報告
- ・組合員の動き等

◎主な行事予定

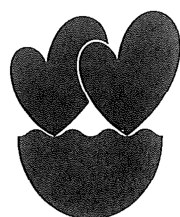
- ・全国農薬協同組合
- ・全国農薬業厚生年金基金

◎農林水産省等行政からのお知らせ

- ・平成24年度農薬危害防止運動の実施について
- ・農業生産現場における夏期の電力需給に関する技術指導の徹底について

◎全農薬ひろば

- ・花菖蒲



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4 全農薬ビル
電話 03-3254-4171 Fax.03-3256-0980
<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail:info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

1. 全農薬受発注システム利用メーカー協議会

- ・日時：平成24年4月25日（水）15：00～16：30
- ・場所：全農薬会議室
- ・議題：
 - （1）全農薬受発注システムの利用促進計画について
 - （2）拡張機能（案）の具体化について
 - （3）その他
- ・出席者：全農薬受発注システム利用メーカー、(株)電算システム、事務局（堀江専務）

2. 社団法人 緑の安全推進協会 運営委員会

- ・日時：平成24年5月10日（木）16：00～17：00
- ・場所：社団法人 緑の安全推進協会 会議室
- ・議題：
 - （1）平成24年度第1回理事会及び第22回総会付議事項について
 - （2）その他
- ・出席者：堀江専務理事

3. 植物防疫研修委員会

- ・日時：平成24年5月14日（月）14：00～
- ・場所：一般社団法人 日本植物防疫協会 1階応接室
- ・議事：
 - （1）前回の「植物防疫研修会」（1月開催）の反省
 - ① アンケート結果
 - ② 試験結果
 - ③ その他
 - （2）次回の「植物防疫研修会」（平成24年9月開催）について
 - ① 時間割、講師関係
 - ② 試験問題関係
 - ③ その他
 - （3）その他全般について
 - ① 研修会の改善について
 - ② 試験不合格者の対応について
 - ③ その他
- ・出席者：宮坂技術顧問

【委員会の結果概要】

○第77回植物防疫研修会開催予定日（平成24年9月24日（月）～9月28日（金）

○研修会の改善について

植防研修会を改善するために次のことを行うこととする。

（１）研修委員の追加

研修委員は、現在3名であるが当協会の近藤理事を追加して4名とする。

（２）時間割の改正及びテキスト

- ・時間割は、研修生が理解しやすいように行政、農薬、安全使用 病害、害虫、雑草 関係等と各グループに分けて関連を持たせた構成とし固定する。
- ・研修に用いるテキストは、農薬概説及び植物防疫講座とする。

更に、講義を補足するために、補助資料等を用いることには講師にお任せする。

＜理由＞講義のテキストは、概説と講座とするが、それを補足する意味でさらに補助資料を用いることは、各講師にお任せする。なお、補助資料は、必要に応じてカラーコピーとして研修生に配布する。

（３）研修科目の改正

・「雑草の生態と防除」を廃止し、「水田雑草と防除」を「雑草と防除」に改め100分の講義とする。

＜理由＞雑草の防除は、水田雑草が主体であり、2科目は必要ない。講義時間を長くして畑地雑草もこの中に含める。

- ・施用技術の講義60分を追加する。

＜理由＞施用技術全体の講義がなく、施用技術の一部である無人ヘリの講義だけでは不十分である。

- ・植物成長調整剤は、講義時間を80分から60分に短縮する。

＜理由＞植物成長調整剤は、農薬全体での占める割合も少なく60分の講義で十分である。

（４）講師の変更及び追加

- ・これまで講師と時間割との日程調整に当たり、都合がつかない場合は時間割の組み換えを行ってきたが、研修の構成上好ましくないことから各科目毎に複数の講師制を設け、時間割を変更することないようにする。複数の講師には、年2回あるいは輪番で講義を依頼する。

・講師の年齢が高齢化していることから、できるだけ現場に精通した若い講師を追加する。

- ・当協会の職員を講師として更に追加依頼する。

（５）定員の設定

会場の都合から定員は、60名とする。（最大65名とする。）

（６）試験問題

- ・試験問題入れ替え

試験問題は、33問（32問は択一問題、1問は記述問題）とする。原則10問は毎回新しいものと入れ替える。

- ・採点

32問の択一問題は、1問3点とし、記述試験は、4点として100点満点とする。
記述試験は、5項目を記述する問とするが、あらかじめ1項目は回答例示として記載し、残りの4項目を記載する問とする。（1項目1点とし4項目正解の場合は、4点となる。）

（7）試験不合格者の取り扱い（詳細な手順は別途定める）

- ・試験成績が70点に満たないものは不合格とする。なお、50点以上70点未満の者には、任意の追加試験の機会を与える。
- ・追加試験結果が70点以上の者は合格とし、追って修了証書を交付する（郵送）。

4. 一般社団法人 日本植物防疫協会 第1回理事会

- ・日時：平成24年5月15日（火）15：00～16：30

- ・場所：一般社団法人 日本植物防疫協会 会議室

- ・議事：

- （1）新法人移行の経過報告について

- （2）会員の現状と入会について

- （3）平成23年度事業報告及び収支決算について

- （4）平成24年度事業について

- ・推進状況について

- ・公益目的支出計画について

- （5）総会の開催について

- （6）その他

- ・出席者：青木理事長

5. 一般社団法人 農林水産航空協会 第1回理事会

- ・日時：平成24年5月22日（火）14：00～16：00

- ・場所：（財）都道府県会館 会議室409号室

千代田区平河町 2-6-3

- ・議案：

- 第1号議案 平成23年度事業報告承認に関する件

- 第2号議案 平成23年度収支決算承認に関する件

- 第3号議案 その他

- ・出席者：青木理事長

6. 社団法人 緑の安全推進協会 平成24年度第1回理事会・第22回通常総会

・日時：平成24年5月22日（火）14：00～16：00

・場所：南青山会館

港区南青山 5-7-10

・議案：

第1号議案 平成23年度事業の経過及び収支報告の件

第2号議案 会員の入会及び退会の件

第3号議案 役員の改選について

第4号議案 公益社団法人としての定款案の件

第5号議案 公益社団法人移行申請時の事業の件

第6号議案 公益社団法人移行後の役員報酬規程の件

第7号議案 公益社団法人移行後の会員規程の件

その他

・出席者：堀江専務理事

7. 第81回農薬工業会通常総会特別講演会、懇親会

・日時：平成24年5月23日（水）17：00～19：30

・場所：鉄鋼会館8階会議室

中央区日本橋茅場町 3-2-10

・講師：国立医薬品食品衛生研究所安全情報部 畝山 智香子 氏

・演題：「食品中化学物質のリスクの考え方」

・出席者：事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問）

○国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第3室 畝山智香子室長講演

～ 食品中化学物質のリスクの考え方 ～



○ 熱心に講演される畝山室長



○講演会会場の様子

食品とは： 人間が生きるための栄養やエネルギー源として食べてきた。食べてもすぐに明確な有害影響がないことがわかっている未知の化学物質の固まり。中には、ビタミンや脂質や添加物など、構造や機能がわかっている物質もある。長期の安全性については基本的に確認されていない。昔から食べてきたとはいえ、平均年齢が80歳を超えるような時

代はかってなかった。人工透析や臓器移植などの基礎疾患を抱えたヒトでの経験は乏しい。このため、リスク分析というツールで安全性を確保する必要がある。

リスクとは、ハザードと確率の関数。あるモノやコトの危険性・有害性×そのモノやコトの起こる確率又は暴露量。食品中化学物質のリスクの場合。ある物質の有害影響の重大さと、その影響が見られる量と、食品からの暴露量を考えて評価する。

食品の安全とは、意図された用途で、作ったり、食べたりした場合にその食品が消費者へ害を与えないという保証。このため、リスクが許容できる程度に低い状態。但し、リスクがゼロという意味ではない。このため、不適切使用による危害やアレルギーなどの影響は起こりうる。・・・等と具体的な事例を挙げて講演された。

○農薬工業会平成 24 年度農薬工業会役員及び各委員会委員長

会 長 福林憲二郎（住友化学）
副会長 丸山孝雄 （北興化学工業）
村田興文 （シンジェンタジャパン）
神山洋一 （日本農薬）



写真、正面左から村田副会長、丸山副会長、福林会長、神山副会長の順

各委員会委員長

- 運営委員会 貫 和之（住友化学）
- 技術委員会 服部光雄（日本曹達）
- 国際委員会 高木 誠（クミアイ化学工業）
- 広報委員会 伴 美博（日本農薬）
- 安全対策委員会 原 正樹（住友化学）

○ 第81回農薬工業会通常総会福林会長あいさつ（懇親会）

本日はご来賓の皆様、会員の皆様には大変お忙しい中、農薬工業会の総会懇親会ご出席を賜り誠にありがとうございます。常日頃から、関係行政機関・関係団体の皆様方のご指導、ご支援を賜り、また会員各社の多大なるご協力をいただきましたことに、この席をお借りして厚く御礼申し上げます。先ほど、お陰様をもちまして第81回通常総会が無事終了いたしました。また、畝山先生には極めて私どもに参考になるご講演いただき、厚くお礼申し上げます。



先ずは、本日の通常総会において、平成23年度事業報告・収支決算並びに平成24年度事業計画・収支予算の承認とともに24年度の理事が選出されたことをご報告いたします。また、臨時理事会を開催し、平成24年度新執行体制として会長にわたくし福林、副会長に北興化学の丸山氏、シンジェンタの村田氏が留任し、新たに日本農薬の神山氏が副会長に選任されました。

ご退任されます前大内副会長には、会長・副会長として通算7年間お務めいただき、多大なご貢献を賜りましたことに対し、会員を代表し厚くお礼申し上げます。また、平成24年度委員会委員長として、運営委員会は住友化学の貫氏、技術委員会は日本曹達の服部氏、国際委員会はクミアイ化学の高木氏に留任いただき、広報委員会及び安全対策委員会の委員長には新たにそれぞれ日本農薬の伴氏、住友化学の原氏にご就任いただきます。シンジェンタの鈴木前広報委員長及び北興化学の石島前安全対策委員長には、本席をかりまして長年にわたるご協力に厚くお礼申し上げます。

皆様もご承知のように、新興国の経済成長や世界人口の増加を背景にグローバルに農業生産の拡大傾向が続いています。一方わが国農業を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。農業従事者の高齢化、後継者難、農産物価格の低迷、大規模化の制約、コスト競争力不足等抱える課題は山積しています。そのような状況の中で、消費者の安全・安心指向の一層のたかまり、国内農業の再生に向けた行政の取り組みの強化など大きな環境変化に直面しています。

農薬工業会としては昨年策定しました基本方針に沿って、山積する課題に積極的に取り組み、柔軟で弾力的かつ迅速な諸問題への対応を実施し、日本の農業ならびに農薬業界の持続的な発展のため努力していきたいと考えております。今後とも、関係行政機関、関係団体の皆様方ならびに会員各社のなお一層のご指導、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成 24 年度の事業につきましては、平成 22 年度に策定した農薬工業会基本方針に基づき、昨年に引き続き重点事業課題として、①行政、関係機関を含む対外的連携強化 ②情報化関連事業 ③コンプライアンス対応と内部統制の確立 ④活動のグローバル化 ⑤委員会・事務局活動強化 を掲げ、各委員会の具体的な活動計画の基軸といたしました。



特に、農林水産省の「我が国における農薬登録制度上の課題と対応方針」への的確な対応、会員のスチュワードシップ対応の推進、一般消費者・メディア・教育関係者への広報活動とホームページの充実を重要案件として採り上げています。なかでも、一般消費者の農薬に対する正しい理解に向けた農薬ゼミを 3 回、わかりやすい一般ホームページへの改訂作業の継続、農薬の適正使用の更なる啓発に向けた講師派遣事業の増強を計画しております。

また、その実施にあたりましては、期中においても改善を重ね、事業の効率化と費用対効果の実現を推進してまいります。

また、日本農業の最重要課題の一つである食料自給率向上（カロリーベースで 50%・生産額ベースで 70%）の実現に向けて、肥料を含む関係団体や機関と連携し積極的な協力を行う所存です。加えて、農薬による農産物の安定生産と質の確保、適正使用による安心・安全の推進に関する活動を強化、継続し、積極的に取り組みます。また、生産者の視点とニーズに適った農薬の供給ならびに農薬情報の提供などに努め、持続的農業の構築に

向け社会的な役割を積極的に果たしてゆく所存です。

農薬の安全性への信頼を高め、食と環境に資する活動を通じて社会への貢献を図るべく、農薬工業会の更なる前進のため、皆様方の変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

○農林水産省農薬対策室 瀬川室長あいさつ

今年は平成14年、15年の農薬取締法改正から10年を迎えます。この改正は、使用への規制の導入、食品安全行政と農薬登録制度の一体化という点で、現在の制度の骨格が出来た改正でもありました。そこで、10年を振り返って2点ほど私から申し上げたいと思います。



1点目は最近の世界的な農薬の動向についてです。2008年の世界的な食料価格高騰以降、各国の政府や食品企業は農業に対して積極的に投資する傾向にあります。世界的には農業資材への重要は大きく増進しております。その中にあって、新規農薬を出来るだけ早期に登録し市場化していくという動きは、間違えなく10年前に私どもが想像していたより

も早く進んでいるのではないかと考えております。その一つのインセンティブがジョイントレビューの取組です。欧米だけでなく中国とかブラジル等、農薬市場として高い成長を続けている国にもこの様な動きが拡大しています。

先日、中国で開催されたコーデックス残留農薬部会に出席してきました。リスク分析の原則の見直し、各国の登録前に国際基準設定のためのリスク評価を行うパイロットプロジェクト、マイナー作物、作物のグループ化など様々な議題について議論がなされたが、議論のベースに早期の市場化のためにルールを明確化にしていくという流れを強く感じました。

その一方で、開発途上国は、開発企業がサポートしない古い農薬の使用を継続していくことに関心を有しております。それぞれ国の立場は微妙に異なるが、我が国においても我が国の立場でこれらの議論に参加できるよう、登録制度の刷新を着実に進めていかねばならないと改めて感じさせられました。

本日お集まりの企業の皆様も、コーデックス委員会に出席者を派遣されていたと思いますので、是非、出席した皆様のその報告をお聞きいただき、将来の経営戦略や判断に生かして頂きたいと考えております。

2点目は、現場への対応についてです。最近、農薬行政が少し、農家から離れてしまっているのではないかとのご意見を頂く事があります。確かに、農薬の適正使用については、

農薬取締法改正後、法律違反を強調するあまり少し形式的になってきているのではないかと
いう反省もあります。これについては、昨年来、残留基準超過事例への対応方法を改め、
原因究明と再発防止を第一にして指導の徹底を都道府県等現場との連携強化に取り組んで
います。

また、マイナー作物対策については、農薬対策室としては作物分類に取り組んでいます
が、それだけでなく農林水産省全体で取り組んでいく課題だと承知しております。昨年末
に公表した、「食と農林漁業の再生のための基本指針・行動計画」に、日本農業の持ち味の
再構築を図っていくための施策の一つとして、地域特産物等の農薬登録を拡大して行くこ
とを位置づけております。これを受けて、具体的な強化策が検討されていくことになりま
す。更に、6月1日からの農薬危害防止についても運動が始まります。これらについても
出来るだけ、現場の実態を踏まえながら取り組んでいきたいと考えております。

以上、大きく二点申し上げましたが、最後にこれらも含めて農薬行政への幅広いご理解
とご協力を改めて申し上げ挨拶とさせていただきます。

○中締めをする丸山副会長



8. 一般財団法人 残留農薬研究所 第94回理事会

- ・日時：平成24年5月29日（火）13：00～
- ・場所：一般財団法人 残留農薬研究所研究管理棟2階小会議室
茨城県常総市守谷町 4321
- ・議事：
 - （1）平成23年度事業報告に関する件
 - （2）平成23年度収支決算に関する件
 - （3）評議員会の招集に関する件
 - （4）その他
- ・出席者：羽隅監事

9. 一般社団法人 日本植物防疫協会 第1回総会

- ・日時：平成24年5月31日（木）15：00～
- ・場所：ホテルラングウッド
- ・議事：
 - 第1号議案 新法人移行に関する件
 - 第2号議案 平成23年度事業報告及び収支決算に関する件
 - 第3号議案 会員の異動に関する件
 - 第4号議案 その他
- ・出席者：青木理事長、事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問）



○第1回総会 山口理事長あいさつ

一般社団法人 日本植物防疫協会の新法人としての記念すべき第1回総会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

まず最初に、新法人への移行につきましては、昨年12月の臨時総会で一般社団法人への移行を決議いただき、その後すみやかに申請手続きをすすめました結果、お陰様で極めてスムーズに認可を得ることができ、本年4月1日をもって新法人に移行することができましたことをご報告申し上げます。これに伴い、定款を始め多くの見直しを行いましたが、当協会の本質的な使命は何ら変わるものではありませんので、新法人に移行致しましても、農林水産省はじめ関係各方面の皆様とはこれまでと同様、緊密に連携していきたいと考えておりますので、倍旧のご指導ご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国農業は多くの課題に直面しており、将来像がなかなか見えてこない状況にあります。今後においても安全で高品位な農産物の供給をはかっていくことが重要であり、食料安全保障の上からも、植物防疫の重要性は変わることはないと考えます。

一方、植物防疫の最重要資材である農薬については、耕作面積の減少や病害虫の少発傾向により販売量の低迷が続いております。このような中、国際調和をねらいとした農薬登録制度の見直しが進められ、平成23年4月からはG L P制度に基づく作物残留試験が本格化するなど、農薬の開発環境は一段と厳しさを増しております。また、全国の植物防疫の指導機関や研究機関では、組織や人員の見直しがなされ、指導体制も大きな転換期にあるのではないかと思います。

こうした状況下、我が国の植物防疫関係者による団体として、当協会が果たすべき使命

はますます重要になっていると認識し、役職員一丸となって様々な課題に取り組んできたところであります。



まず、昨年5月総会での役員人事を受け、理事長のもとで3名の常勤理事による業務執行体制を確立し、業務の推進に当たる一方、新法人の制度設計を進めてきました。この中で、新法人の骨格となる新定款など諸規則の検討のほか、会員制度や入退会手続きなどについても発展的な見直しを行いました。今後においては、より多くの植物防疫関係者に参画いただけるよう、会員組織の拡充をはかっていきたいと考えております。

次に、平成23年度事業の概要ですが、中核的事业である試験研究事業については、農業企業からご依頼いただいた各試験を全国の試験研究機関のご協力をいただきながら推進した結果、予算目標には届かなかったものの、前年をやや上回る実績をあげることができました。中でも、23年度から本格化したG L P作物残留試験については、円滑かつ的確に推進できるよう、全力をあげて取り組みました。また、山梨試験場を竣工するなど、自らの試験実施能力も拡充し、効率的な実施体制の構築をすすめました。さらに、調査研究事業については計画を上回る課題を実施することができ、自主研究についても成果をあげることができたと考えております。

これら試験研究分野の活動に加えて、シンポジウムや出版事業、J P P - N E T 事業など多様な事業が当協会のもう一つの重要な活動の柱であります。23年度からはこれらを支援事業と位置づけ、これまで以上に積極的に取り組んで参りました。特記的な取り組みとしては、マイナー作物対策の陰になって登録支援の手立てがない準メジャー作物について、登録要望調査を行うとともに、その推進に当たり特別な支援措置を開始致しました。

こうした活動の一方、協会財務基盤の強化のため、2年がかりで進めてきた小平土地売却を出発点として、賃貸マンションの獲得と駒込旧事務所跡地への店舗建設を進め、賃貸事業を新たに構築致しました。この資産有効利用事業の発足は、今後、厳しさが増すと予想される試験事業等、協会本来の活動を支える事業として位置づけ、着実に推進してまいりたいと考えております。

以上のとおり、平成23年度は極めて多くの事案に取り組みましたが、全体では予算計画をやや下回る結果となったものの、経費節減などに努めました結果、収支決算については何とか健全な水準を確保することができました。

また、平成24年度の事業につきましては、昨年12月の臨時総会でご承認頂いた事業計画と予算計画のもとで推進に当たっております。本年から開始することとなる公益目的支出計画を着実に進めることは当然として、新法人の足下をしっかりと固めることを目標

として推進してまいりたいと考えております。

昨年から準備をすすめてきた駒込旧事務所跡地の店舗についても、先頃オープンし、一連の投資活動が完了致しました。試験事業が予想よりも厳しいという不安材料もありますが、これら新しい経営資源を有効に活用するとともに、一層の経営努力を行い、会員の付託に応えていけるよう努力してまいりたいとあらためて決意を新たにしているところです。

最後になりましたが、昨年5月の総会で決議いただいた東日本大震災に伴う義援金については、被災5県から感謝の意が寄せられたことをご報告申し上げます。被災された皆様が1日も早くお元気になられ、農地を始め被災地の復興を心から願うと共に、新法人として新たな一歩を踏み出した私共も気を引き締めて参りたいと存じます。正会員の皆様を始め、ご参会の皆様には今後ともよろしくご支援、ご鞭撻のほどお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

○農林水産省植物防疫課福盛田課長あいさつ

1. はじめに

通常総会の閉会を迎えるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、貴協会の一般社団法人への移行後、最初の通常総会ですが、これまでに円滑な移行手続きを進めていただき、本年4月1日より一般社団法人として新たにスタートされたことに対しまして、まずはお慶び申し上げます。また、御臨席の皆様方におかれてましては、日頃より、貴協会で実施される農薬の試験受託事業、農薬飛散低減等の調査研究及び農薬の適正使用の啓発等を通じ、植物防疫事業の推進に御尽力いただいております。この場をお借りして改めて厚く御礼申し上げます。



さて、私からは、最近の植物防疫を巡る情勢等3点について申し上げたいと思います。

2. 本年の病虫害発生・防除について

まず1点目は、本年の植物防疫対策についてです。

① 本年は、果樹類を加害するカメムシ類の多発が全国的に懸念されており、技術情報や注意報により防除を呼びかけ、その被害防止に取り組んでおります。

② 昨年、さとうきびの害虫であるイネヨトウ等の被害が多発し、生産量が著しく落ち込みました。本年も引き続き、鹿児島、沖縄両県とも協力しながら防除対策に取り組んでいるところです。

③ 青梅市等で発生しているウメ輪紋病については、関係都府県とも連携し、早期の根絶を図るよう緊急防除に取り組んでいるところです。

④ このほか、本年も5月までに多くの注意報や特殊報が発出され、病虫害の発生には注

意が必要ですが、この病虫害の防除については、我が国の農作物の安定的な生産のため、今後も重要な役割を担っています。

私どもといたしましても、我が国の病虫害防除に関する担当として、その業務に努めて参る所存ですが、本年の対策についても、引き続き本日お集まりの皆様からの御協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

3. マイナー作物への農薬登録推進について

2点目は、マイナー作物への農薬登録推進についてです。

農林水産省では昨年12月24日に、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を取りまとめて発表しました。マイナー作物の農薬登録拡大推進については、行動計画の中で、「地域特産作物等に使用できる農薬の登録拡大等を推進する。」と記載しており、重要な位置づけとなっております。植物防疫課としても、これまでに「マイナー作物農薬登録促進中央協議会」を設立し、農薬の登録拡大を推進しておりますが、貴協会におかれましても、本協議会の一員としてその推進にご尽力いただいているところであり、改めて御礼申し上げるとともに、今後も引き続き、技術的助言等による関係者への御指導について、どうぞよろしくお願いいたします。

4. 病虫害の薬剤抵抗性対策について

3点目は、病虫害の薬剤抵抗性対策についてです。

本年3月に植物防疫課主催で「薬剤抵抗性病虫害対策検討会」を開催し、諸課題について現状認識及び今後の方針について、関係者間で情報や意識の共有を図りました。

薬剤抵抗性における取組については、着手したばかりですので、今後ともお集まりの皆様からの御理解、御協力もいただきながら課題解決に向けた取組を進めて参りたいと考えております。

5. 今夏の節電について

話は少し離れますが、5月18日に「今夏の電力需給対策について」が政府決定されました。東京電力管内は「数値目標を伴わない節電」を要請することとされておりますが、他の管内では、数値目標を定めた節電も要請されております。

昨年も貴協会に御協力をお願いしたところですが、厳しい電力需給状況を踏まえた要請について、今後とも御協力いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

6. 終わりに

最後になりますが、貴協会におかれては、一般社団法人への移行後も、私ども農林水産省との緊密な連携のもと、植物防疫事業の的確な実施に御協力をお願いするとともに、各会員の皆様方におかれては、今後も、貴協会の活動を通じて農業の生産性の向上、消費者の理解の向上等に寄与され、これまでも増して、国民の期待に responding いただきますことをお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

○総会のサプライズ

総会の最後に“サプライズ”が用意されていた。新法人立ち上げに大変ご苦労された、前理事長の岩本毅氏に対し、感謝状と旅行券が贈られた。これは、職員のあくまでも自発的な行動とのことであった。これに対し、岩本前理事長は、こんなことがあるのであれば、“もう少し正装をしてきたのに”と一流のジョークで照れを隠していた。



“サプライズ”に注目する参加者。

10. 一般社団法人 農林水産航空協会 第110回総会

- ・日時：平成24年6月14日（木）14：00～
- ・場所：（財）都道府県会館 会議室401号室
- ・議案：

第1号議案 平成23年事業報告に関する件

第2号議案 平成23年度収支決算承認に関する件

第3号議案 その他

公益目的財産額の確定に係る必要書類について

・出席者：青木理事長、堀江専務理事

1 1. 一般財団法人 残留農薬研究所 評議員会

・日時：平成24年6月19日（火）11：00～

・場所：法曹会館2階 高砂の間

・議案：

（1）平成23年度事業報告に関する件

（2）平成23年度収支決算に関する件

（3）定款の一部改正に関する件

（4）役員及び評議員に対する報酬等及び費用に関する規程の一部改正に関する件

（5）評議員の選任に関する件

（6）理事の選任に関する件

・出席者：青木理事長、羽隅監事

1 2. 平成24年春の叙勲について（平成24年4月29日付発令）

兵庫県の全農薬組合員である山陽種苗株式会社の代表取締役社長 古川紀彦氏（元兵庫県農薬卸商協同組合理事長）が旭日双光章を授与されました。

大変おめでとございました。

組合員の動き等

1. カネコ種苗株式会社と株式会社ベルデ九州の合併に伴う名称変更 【九州】

●九州地区の支店及び営業所（平成24年6月1日）

（ア）カネコ種苗(株)福岡支店（元ベルデ九州福岡・佐賀営業所）

・住所：〒839-0812 久留米市山川安居野 3-12-14

TEL:0942-40-8611 FAX:0942-40-8615

（イ）カネコ種苗(株)福岡支店長崎営業所（元ベルデ九州長崎営業所）

・住所：〒859-0402 諫早市多良見町囲 473

TEL:0957-49-2882 FAX:0957-49-2885

（ウ）カネコ種苗(株)福岡支店大分営業所（元ベルデ九州大分営業所）

・住所：〒870-0856 大分市畑中 816-1

TEL:097-514-9900 FAX:097-514-9902

（エ）カネコ種苗(株)熊本支店（元ベルデ九州熊本営業所を統合）

・住所：〒861-8035 熊本市東区御領 6-2-17

TEL:096-213-3550 FAX:096-213-3567

(オ) カネコ種苗(株)都城支店 (元ベルデ九州都城営業所を統合)

・住所：〒889-4503 都城市高崎町縄瀬 369-1

TEL:0986-45-8535 FAX:0986-45-8539

(カ) カネコ種苗(株)都城支店宮崎営業所 (元ベルデ九州宮崎営業所)

・住所：〒880-2104 宮崎市大字浮田 2869-1

TEL:0985-48-3335 FAX:0985-48-3338

(キ) カネコ種苗(株)都城支店鹿児島営業所 (元ベルデ九州鹿児島営業所)

・住所：〒891-0115 鹿児島市東開町 4-24

TEL:099-210-4107 FAX:099-210-4108

主 な 行 事 予 定

【全国農薬協同組合】

- 7月10日(火) 農薬シンポジウム (岐阜市十六プラザ大会議室)
- 7月19日(木) 第39回安全協常任幹事会 (全農薬会議室)
賛助会員との意見・情報交換会 (東京ガーデンパレス)
- 7月29日(日) 農薬シンポジウム (千葉県千葉市)
- 9月7日(金) 農薬シンポジウム (岩手県北上市)
- 9月13日(木) 第258回理事会
- 9月24日(月)～28日(金) 第77回植物防疫研修会 (一般社団法人 日本植物防疫協会
会議室)
- 10月26日(金) 監査会
- 11月20日(火) 第259回理事会
- 11月21日(水) 第47回総会・第35回安全協全国集会・情報交換会 (海運クラブ)
第260回理事会 (海運クラブ)
- 12月6日(木) 第261回理事会

【全国農薬業厚生年金基金】

- 7月24日(火) 第61回理事会
- 8月28日(火) 特別委員会、資産運用財政検討委員会
- 9月14日(金) 第62回理事会、第48回代議員会

行政からのお知らせ

○平成 24 年度農薬危害防止運動の実施について



24 消安第 765 号

平成 24 年 5 月 18 日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



平成 24 年度農薬危害防止運動の実施について

このことについて、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を策定し、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、本運動の趣旨を十分御理解の上、本運動の推進に特段の御協力をお願いします。

農薬危害防止運動実施要綱

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等に努めてきたところである。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用並びに地域及び関係部局間の連携協力体制の強化が求められているところである。

しかしながら、農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬が検出される事例が依然として散見される状況にある。

さらに近年、農薬の使用地域周辺の住民等の健康影響に対する配慮が強く求められており、農薬を安全かつ適正に使用することの必要性が高まっている。

加えて、農薬登録がなされていないにもかかわらず、病虫害の防除に効果があるとする資材が販売及び使用された事例も散見され、引き続きそのような資材の販売及び使用を根絶するための指導の強化を図っていく必要がある。

このため、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬による事故等を極力防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

第2 名称

農薬危害防止運動

第3 実施期間

原則として、平成24年6月1日から同年8月31日までの3か月間とする。

なお、各地域においては、農薬の使用実態等地域の実情を考慮して、適切な時期に取り組むこととする。

第4 実施主体

国、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。

このうち、国にあっては、地方農政局の地域センター等の職員を活用し、都道府県、

保健所設置市及び特別区と連携の上、地域に密着した農薬の適正使用等についての指導を行うものとする。

都道府県、保健所設置市及び特別区にあつては、地域の特性を活かした運動方針、重点事項等を掲げた実施要領を作成し、関係機関及び関係団体が一体となって協力体制を整備するとともに、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民の意見を採り入れ、運動の活発化を図るよう努めるものとする。

第5 実施事項

1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

（１）広報誌等による普及啓発

報道機関に記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット等多様な広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行う。

（２）講習会等の開催を通じた普及啓発

農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者等を対象として、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する講習会等を開催し、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置等について解説した資料を配布し、理解の増進に努める。

（３）医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一事故が発生した場合の処置体制について万全を期する。

2 農薬による事故を防止するための指導等

（１）農薬散布時の事故防止対策の周知徹底

農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者、病害虫防除の責任者及び農薬使用委託者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア 土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保の徹底

土壌くん蒸剤を使用する場合は、防護マスク等の着用や施用直後のビニール等での被覆を確実にを行う等の安全確保を徹底すること。

（「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成18年11月30日付け18消安第8846号農林水産省消費・安全局長通知）参照）

イ 住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底

ほ場のみならず、学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬を散布する農薬使用者等に対し、農薬の飛散が周辺住民や子ども等に健康被害を及ぼすことがないように、「住宅地等における農薬の使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を周知し、特に次の事項の遵守を徹底すること。

① 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場において農薬を散布する場合は、農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じるとともに、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周辺住民への周知を行うこと。

② 公園等一般場面

学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹並びに、住宅地及びその周辺の庭木、花壇、芝地、家庭菜園又は市民農園においては、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月 31 日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）を参考に、農薬使用の回数及び量の削減のため植栽管理等を行うとともに、農薬を使用するに当たっては、農薬の選択及び使用方法を十分に検討し、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周辺住民、施設利用者等への周知を行うこと。

さらに、農薬使用者等だけでなく、国及び地方自治体の施設管理部局、集合住宅の管理業者等、施設内や住宅地周辺の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性がある者に対しても、このことについて周知を徹底すること。

ウ 航空防除における農薬使用に当たっての留意事項の徹底

① 有人及び無人ヘリコプターを用いて農薬を散布する場合は、関係法令等を遵守するとともに、事前に農薬を散布する日時、使用する農薬の種類等について、周辺住民等への周知を行うこと。また、農薬散布の際は、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、作業関係者の安全に十分留意すること。

（有人ヘリコプター：「農林水産航空事業の実施について」（平成 13 年 10 月 25 日付け 13 生産第 4543 号農林水産事務次官依命通知）及び「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成 16 年 4 月 20 日付け 16 消安第 484 号農林水産省消費・安全局長通知）、無人ヘリコプター：「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成 3 年 4 月 22 日付け 3 農蚕第 1974 号農林水産省農蚕園芸局長通知）参照）

② 特に、近年利用が増加している無人ヘリコプターによる農薬散布について、

安全対策を強化・徹底し、事故防止を図ること。

具体的には、無人ヘリコプターを用いて農薬を散布する場合は、架線等の危険箇所の把握、操作要員及び補助員の配置、飛行方法の選定等について、実施計画策定時及び散布実施時において十分に検討・確認し、安全かつ適正に実施すること。

さらに、具体的な危険箇所の確認が事故発生防止には重要であり、散布ほ場及びその周辺の地図を作成し、操作要員と補助員が連携して散布ほ場の下見を行うことにより、危険箇所を明確に地図に示す等、事前確認を強化・徹底すること。

また、万が一事故等が発生した場合には、関係通知等に基づき適切に対応すること。

（「平成 23 年以降に向けた無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策の徹底について」（平成 22 年 11 月 8 日付け 22 消安第 6589 号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知）、「無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の報告依頼について」（平成 23 年 1 月 28 日付け 22 消安第 7704 号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知）及び「無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策について」（平成 23 年 1 月 28 日付け 22 消安第 8410 号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知）参照）

- ③ 公園、森林、ゴルフ場等において有人及び無人ヘリコプターを用いて農薬を散布する場合は、関係法令等を遵守するとともに、事前周知の実施等により、周辺住民、施設利用者等に十分に配慮すること。

（２）農薬の保管管理及び適正処理に関する指導の徹底

農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、農薬使用者に対し、関係法令及び別記 1 に基づく対策の徹底を図るよう指導する。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア 農薬は飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠のされた場所に保管する等、保管管理を徹底すること。

（「農薬の誤飲を防止するための取組について」（平成 23 年 5 月 16 日付け 23 消安第 1114 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

イ 使用しなくなった農薬については、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼する等により適正に処理すること。

（３）農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病虫害の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を受診するよう指導する。

（４）事故情報の把握

今後の事故防止対策に反映させるため、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等農薬による事故の状況を的確に把握する。

３ 農薬の適正使用等についての指導等

（１）農薬使用基準の遵守の徹底

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者に対し、農薬使用基準（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第5号）で定められている基準をいう。）の遵守を徹底するよう指導する。特に適用作物、使用時期、使用方法等を守るため、農薬使用者及び農薬使用委託者に対し、別記２「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」に基づく対策を図るよう、地方公共団体の関係部局、農業協同組合、農産物直売所等関係機関の職員を活用しつつ、巡回指導や集団指導等の方法により効果的に指導を行う。

加えて、農業者に対しては、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成 22 年 4 月 21 日付け 22 生産第 479 号農林水産省生産局長通知）等を参考として、各生産地が取り組んでいる生産工程管理の点検項目の中の農薬の適正使用に関する取組について、改めて注意喚起を行い、安全な農産物を生産できるよう、積極的に指導を行う。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

（「農薬適正使用の徹底について」（平成 22 年 12 月 15 日付け 22 消安第 7478 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

ア 適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう、必ず使用前にラベルを確認する。同じ科に属する作物であっても、作物の形状や栽培形態が異なるものや、作物の名称や形状が似ているが異なる作物であるものは、使用できる農薬や使用方法が異なる場合があることに注意すること。

イ 使用した農薬が散布対象の作物とは別の作物に付着・残留することのないよう、当該別の作物に農薬が飛散することを防止する対策を徹底するとともに、農薬の使用前後には防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認すること。特に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、当該生産ほ場への農薬の飛散等に十分注意すること。

（「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（平成 23 年 9 月 5 日付け 23 消安第 3034 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長通知）及び「農薬飛散対策技術マニュアル」（平成 22 年 3 月社団法人日本植物防疫協会）参照）

ウ 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に当たり、平成 17 年度から 20 年度に水道事業者が実施した水道原水の水質調査の結果等と照らし合わせた結果、平成 23 年度までに新たに設定した基準値を上回る濃度の農薬成分が検出された事例がみられており、十分な止水期間をとらずに水田内の水を排水路に流してしまったことがその一因と推察されたことから、水田において農薬を使用する場合は、注意事項に記載された止水期間を遵守し、適切な水管理や畦畔整備の措置を講じること。

（「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底について」（平成 23 年 10 月 12 日付け 23 消安第 3601 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

（２）販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導の徹底

農薬使用者に対し、販売及び使用が禁止されている農薬について、農林水産省のホームページ等において提供する情報を確認した上で、これらの農薬が自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり、他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守して適切に処理するよう指導する。

なお、平成 22 年 4 月 1 日に販売禁止農薬に追加されたケルセン又はジコホールを含む農薬及び平成 24 年 4 月 1 日に販売禁止農薬に追加されたベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬については、農薬製造者が自主回収を行っているため、農協及び販売店に持参するよう指導する。

（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び「販売禁止農薬等の回収について」（平成 23 年 12 月 13 日付け 23 消安第 4597 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

（３）無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導の強化

農薬使用者に対し、ラベルに農薬登録番号がなく、農薬の効果を謳った、又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その安全性や効果が保証されたものではないことから、これら資材については、農薬として使用しないよう指導する。

また、こうした資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」に提供するよう指導する。

（４）その他の留意事項

ア やむを得ず現地混用を行う場合は、ラベルに表示されている混用に関する注意事項を厳守するとともに、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組み合わせで現地混用を行わないよう指導する。

イ 不可欠用途臭化メチルやその代替剤であるヨウ化メチル剤を使用する際は、保護具を着用し、使用後は直ちに被覆を行う等、安全なくん蒸を行うよう指導する。な

お、不可欠用途臭化メチルについては、土壤消毒用途が 2012 年まで、クリの収穫物のくん蒸用途が 2013 年まで、とそれぞれ使用年が決められていることから、代替剤及び代替技術の円滑な導入・普及を指導する。

4 農薬の適正販売についての指導等

(1) 農薬販売者に対する指導の徹底

農薬販売者を対象として、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知徹底する。

なお、農薬販売者に対する立入検査の実施に際しては、同一の販売者に対して同一年度に重複して実施されることのないよう、毒物及び劇物取締法担当部局と農薬取締法担当部局との間で連絡を密にして情報の共有化を図り、効率的な立入検査を実施する。

（「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る技術的助言について」（平成 19 年 3 月 30 日付け薬食発第 0330025 号・18 消安第 14527 号厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長通知）参照）

(2) 農薬販売者の届出等に関する指導の徹底

農薬の販売に当たっては都道府県知事への届出及び毒劇物たる農薬の販売に当たっては都道府県知事等への登録がそれぞれ義務付けられているので、当該届出等を行うことなく、インターネット等を利用した販売を行わないよう指導を徹底する。

(3) 販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導の徹底

農薬販売者に対し、農薬製造者が自主回収を行っている農薬（3の（2）参照）について農薬使用者への周知に努めるとともに、農薬使用者から農薬の返品の手出しがあった場合は、これを受け付けて農薬製造者に送付するよう指導する。

5 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

(1) 蜜蜂の危害防止対策

農林水産省が毎年実施している農薬の使用に伴う被害の実態調査において、農薬の使用が原因と疑われる蜜蜂の斃死が散見されることから、養蜂関係者や農薬使用者、農業団体等に対して、これら関係者が緊密に連携し、農薬使用に際しては事前に農薬使用予定の情報共有を行う等、これまで以上に危害防止の取組を強化するよう指導する。

（「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成 17 年 9 月 12 日付け 17 消安第 5679 号消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課

長、生産局畜産部畜産振興課長通知）及び「花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について」（平成 21 年 7 月 24 日付け 21 消安第 4395 号消費・安全局長、生産局長通知）参照）

（２）魚介類の被害及び水質汚染の防止対策

魚介類の被害の防止、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図るため、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水質の調査等を必要に応じて行い、その結果を活用して農薬使用者等を指導する。なお、水質調査等の実施に際しては、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を活用する。

（３）土壌くん蒸剤による水質影響の低減対策

土壌くん蒸剤に関して、ほ場周辺の井戸水からクロルピクリンが高濃度で検出された事例があったことから、必ずしも同剤を深層処理したこととの因果関係は明らかにされていないものの、環境及び衛生関係当局から同様の情報を入手した場合には、農業現場における使用状況の把握に努めるなど、関係機関が連携して対処する。

別記1

農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

【人に対する事故】

1 農薬散布前

(1) 原因

- ① 散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（ア、イ）
- ② 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの（ウ、エ）
- ③ 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（オ、カ）

(2) 防止対策

- ア 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- イ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。
- ウ 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- エ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- オ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子どもや散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- カ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。

2 農薬散布中

(1) 原因

- ① 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（ア）
- ② 散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（イ）
- ③ 強風中や風下での散布等散布者の不注意により、周辺の者や散布作業者が農薬に暴露したことによるもの（ウ、エ）
- ④ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、揮散防止措置を講じなかったことによるもの（オ）
- ⑤ 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（カ）

(2) 防止対策

- ア 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごと

に交替して行う。

- イ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。
- ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。
- エ 風下からの散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- オ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに完全に被覆する。
- カ 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。

3 農薬散布後

（１）原因

- ① 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（ア）
- ② 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（イ）

（２）防止対策

- ア 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- イ 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。

4 保管、廃棄

（１）原因

- ① 農薬の保管管理が不適切だったため、高齢者、子ども等が誤飲したことによるもの（ア～ウ）
- ② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したことによるもの（エ、オ）
- ③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（エ、オ）

（２）防止対策

- ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。
- イ 農薬やその希釈液、残渣等を飲食品の空容器等へ移替えしない。
- ウ 万が一、農薬を飲食品の空容器に移し替えざるを得ない場合には、必ず商品のラベルをはがし、内容物が農薬であることを明記する。
- エ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。
- オ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

5 その他農薬使用者のための一般的注意事項

- ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。
- イ 散布作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。
- ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。
- エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病虫害防除所等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害】

（１）原因

- ① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（ア～オ）
- ② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂の斃死が発生したもの（ア～キ）

（２）防止対策

- ア 飛散が少ないと考えられる剤型を選択する。
- イ 飛散低減ノズルを使用する。
- ウ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- エ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- オ 薬剤が周囲の圃場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- カ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。
- キ 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。

別記2

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 適用のない作物への使用、飛散等

(1) 原因

- ① 使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解したもの（ア）
- ② 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの（イ）
- ③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの（ウ）
- ④ 別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壤中当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの（エ）
- ⑤ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの（オ～ケ）
- ⑥ 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布されたもの（コ）

(2) 防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- エ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
- オ 飛散が少ないと考えられる剤型を選択する。
- カ 飛散低減ノズルを使用する。
- キ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- ク 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- ケ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- コ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。

2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

(1) 原因

- ① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足によるもの（ア）
- ② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用したことによるもの（イ）
- ③ 農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの（ウ、エ）
- ④ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの（オ）

(2) 防止対策

- ア 常日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。
- イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- ウ 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの出荷予定日を確認した上で農薬を使用する。
- エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- オ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

3 環境への流出

(1) 原因

水田において使用した農薬が流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水産動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの（ア、イ）

(2) 防止対策

- ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- イ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適切に処理する。

別記3

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬の悪用等の不適切な使用の要因

- (1) 当該農薬の譲受人は農家等であり、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。
- (2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲受人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たっては、登録を受けることなく毒劇物を販売し、又は授与することは法律で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (2) 毒劇物の廃棄に当たっては、法律上の基準に従った廃棄を行う必要があることを譲受人に伝える。
- (3) 毒劇物たる農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠をするなど適正な保管管理が行われるよう譲受人に伝える。
- (4) 毒物及び劇物取締法第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (5) 譲受人の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。

別添

薬食発第0518第4号
24消安第765号
環水大発第120518002号
平成24年5月18日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区区长

厚生労働省医薬食品局長

農林水産省消費・安全局長

環境省水・大気環境局長

平成24年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動は、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来から格別の御配慮をいただいているところである。

また、農薬の飛散低減、住宅地等を含む周辺環境への影響を防ぐための対策等を含めた農薬の適正使用に係る指導についても、御協力いただいているところである。

しかしながら、農薬の使用に当たっては、依然として、①土壌くん蒸剤施用後の作業管理が十分でなかった事例、②周辺環境への配慮が十分でなかった事例、③住宅地周辺での農薬使用に際しての周辺住民への周知の不徹底等の事例、④農薬の不適切な管理による誤飲事例、⑤農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬使用基準の違反事例及び⑥販売及び使用が禁止されている農薬を使用した事例が散見されている。

また、農薬の使用が原因と疑われる蜜蜂の斃死が散見されるため、養蜂関係者と農薬使用者、農業団体等が情報交換等を通じた連携を密に行う等の指導を引き続き行っていく必

要がある。

以上のような状況を鑑み、本年度においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり「農薬危害防止運動実施要綱」を定め、農薬危害防止運動を全国的に実施することとしたので、貴職におかれても本運動の実施について、特段の御配慮及び御協力をお願いする。



幸田文ゆかりのハンカチの木（礪川公園にて M）

縁のある木

縁のあるなしは人ばかりではない。樹木にもそれがあり、時に思いもかけぬ縁が生じることがある。この木はたまたま私の家の庭に根を下してから開花を迎えるまで、実に二十年近い年月を過ぎた。「ハンカチの木」というのだから、きっと白い花が咲くのだろう」と、木を贈られた母は初花を楽しみにしたが、平成二年他界し、ついに花を見ることはなく、私は花を待つことを忘れた。

それから七年、まぶしいほど明るい五月の空の下で新緑が萌え、枝先に大小二枚の真白な苞が風に揺れていた。中心に小さな蕾の集合体を両手で大切に開っているように見える。木に咲く花のかたちとしては、他に類がなく、自然はたった二枚の白く美しい不思議な姿の花をハンカチの木に与えたかと胸が熱くなる想いで見守った。母が見たならどんなに喜んだか。多分それは私の目を通して、伝わったであろうと信じている。

母から私に引き継がれたこの木が、新しい場所で、更に多くの方々と御縁を結ぶよう心から願って止まない。

平成十六年一月

青木 玉

○農業生産現場における夏期の電力需給に関する技術指導の徹底について



24生産第653号

平成24年5月29日

全国農業協同組合理事長 殿

農林水産省生産局農産部穀物課長
農林水産省生産局農産部園芸作物課長
農林水産省生産局農産部地域作物課長
農林水産省生産局農産部技術普及課長
農林水産省生産局農産部農業環境対策課長

農業生産現場における夏期の電力需給に関する技術指導の徹底について

今夏の電力需給の見通しについては、東北地方及び関東地方では昨年と比較して改善が図られる一方で、関西電力管内においては大幅な電力需給のひっ迫が見込まれるほか、九州、北海道、四国地方においてひっ迫が懸念されているところです。

これを受けて、政府は、今夏の電力需給対策を決定したところであり、農業生産現場においても積極的な節電対策に取り組むとともに、なお一層の省エネルギー型農業を推進する必要があります。

このため、今夏の電力需給対策に応じた農業生産技術について、現時点で参考となる事項を下記のとおり取りまとめましたので、関係者等へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 取組の基本的考え方

夏期の電力需給対策に取り組むことにより生産農家のコスト縮減、経営改善にもつながることから、今夏の需給対策に止まらず、将来においても節電を含む省エネルギー型農業への転換を全国的に推進することが重要である。

ただし、取組に当たっては各地域の状況や農業生産性、採算性等の観点から無理のない範囲内で検討するよう留意する必要がある。

2. 具体的取組

① 施設園芸（野菜、花き）

○ ヒートポンプ等により冷房・除湿を実施している場合

昼間における寒冷紗等遮光資材によるハウスの日除けや、夜間におけるハウス内のカーテン（既設の場合）等の利用によるハウスの保冷により、ハウス内の温度上昇抑制対策を図ること。併せて、室外機の日除け、カーテン等によるハウス内の仕切りにより、冷房効率の向上対策を図ること。また、空調設定温度の引き上げや間欠運転等を行うこと。

○ 育苗や鉢花等において自動かん水を実施している場合

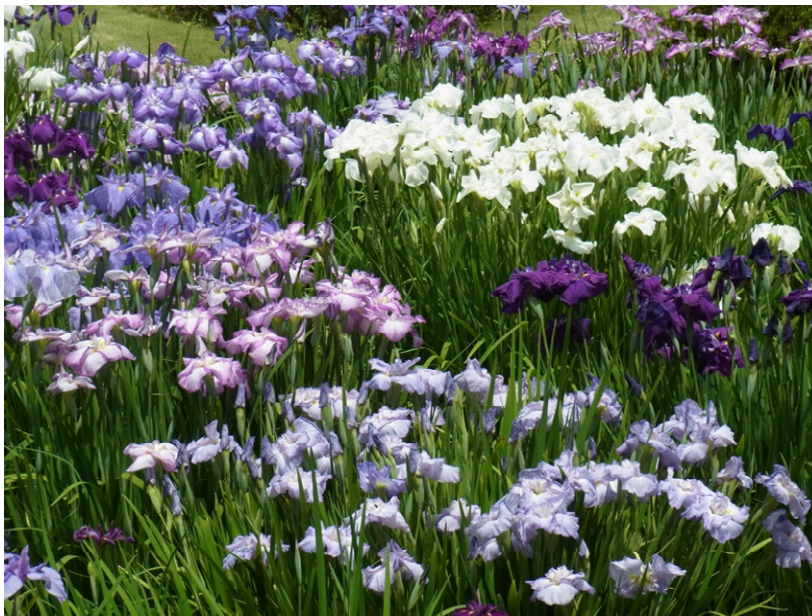
手動かん水の導入、電力消費量の少ない夜間の実施等を検討すること。

- 予冷库や保冷库を利用している場合
開閉の最小限化、入口へのカーテン設置等により庫内温度の上昇抑制対策を行うこと。
- ② 水稻・麦
 - かんがい用水を電気動力に依存している場合（水稻）
ほ場における水管理については、高温等の気象条件による水稻の生育及び品質への影響に留意しつつ、日中における掛け流し灌水等はできるだけ避けて、夜間や早朝に灌水を行うこと。
 - 乾燥調製施設を利用している場合（水稻・麦）
降雨後や早朝の収穫はできるだけ避け、高水分の籾や麦類の搬入は行わないこと等により、品質事故の防止にも留意しつつ、計画的・効率的な施設利用を行うこと。
- ③ 果樹
 - ポット栽培等の根域制限栽培、マルチ栽培等において自動かん水を実施している場合
手動かん水の導入、電力消費量の少ない夜間の実施等を検討すること。
 - 花粉を冷凍庫で保管している場合
開閉の最小限化、入口へのカーテン設置等により庫内温度の上昇抑制対策を行うこと。
 - 予冷を実施している場合
早朝などの果実温度の低い時間帯の収穫・集荷により、荷受予冷、予冷库の温度負荷の軽減を検討すること。
- ④ 集出荷貯蔵施設（全般）
収穫や集荷、輸送、取引先等との調整が可能であれば、電力消費量の少ない時間帯での選果機稼働を検討すること。
貯蔵庫については、開閉の最小限化、入口へのカーテン設置等により庫内温度の上昇抑制対策を行うとともに、集荷物の品質に影響のない範囲で貯蔵庫の設定温度を見直すこと。

ハナショウブ（花菖蒲）

花菖蒲（*Iris ensata* var. *ensata* 英名：Iris.）はアヤメ科アヤメ属の多年草で、ノハナショウブ（学名 *Iris. ensata* var. *spontanea*）の園芸種である。梅雨のこの時期に花を咲かせる。アイリスの語源は「虹」で、ギリシャ神話の「伝令神」、虹の女神である「イリス」の名を取って命名されたとされています。虹はイリスが天と地を行き来するための架け橋であり、花菖蒲は虹のように花色が豊富なところから名づけられたと言われております。

また、*ensata* は、剣のように鋭いと訳され、花菖蒲の葉の表しています。



花菖蒲は多くの種類がありますが大別すると、江戸系、伊勢系、肥後系の3系統に分類でき、古典園芸植物でもあるが品種改良で系統色が薄まっている。他にも原種の特徴を強く残す山形県長井市で伝えられてきた長井古種や、海外、特にアメリカでも育種が

進んでいる外国系がある。「いずれがアヤメかカキツバタ」という言葉がある。どれも素晴らしく優劣は付け難いという意味であるが、見分けがつきがたいという意味にも用いられる。



全農薬事務局もこの時期、カキツバタ、とアヤメが咲き乱れています。組合員の皆さん、是非“神田全農薬ビル8F”にお越し頂きじっくりご鑑賞下さい。

なお、全農薬の近くの皇居東御苑に花菖蒲園があって現在、満開です。多くの観光客が来園しております。

花言葉：あなたを信じています。優しい心、優美な心、忍耐等。

撮影：6月14日(木) 皇居東御苑(M)